

○松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例施行規則

平成26年10月27日

規則第63号

(趣旨)

第1条 この規則は、松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(電磁的方法による重要事項の提供)

第3条 条例第5条の規則で定める方法は、利用申込者からの申出があった場合において、同条の重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することとする。

(1) 電子情報処理組織（特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、利用申込者がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 特定教育・保育施設は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 使用する電磁的方法の種類

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、文書又は電磁的方法により利用申込者から電磁的方法による重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(支給認定保護者から支払を受けることができる費用)

第4条 条例第13条第4項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。）

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(事故発生の防止のための措置)

第5条 条例第32条第1項の規定により特定教育・保育施設が事故の発生又はその再発を防止するために講じなければならない必要な措置は、次のとおりとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(特定教育・保育施設が整備する特定教育・保育の提供に関する記録)

第6条 条例第34条第2項の規定により特定教育・保育施設が整備しなければならない支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する記録は、次のとおりとする。

- (1) 条例第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 条例第12条の規定による特定教育・保育の提供に係る記録
- (3) 条例第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(特別利用教育の基準)

第7条 条例第36条第3項において適用する条例第13条第4項に規定する規則で定める費用については、第4条の規定を適用する。この場合において、同条第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは、「除く。」とする。

(特定地域型保育事業者の電磁的方法による重要事項の提供)

第8条 条例第38条の規則で定める方法については、第3条の規定を準用する。

(特定地域型保育事業者が支給認定保護者から支払を受けることができる費用)

第9条 条例第43条第4項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(特定地域型保育事業者が整備する特定教育・保育の提供に関する記録)

第10条 条例第49条第2項の規定により特定地域型保育事業者が整備しなければならない支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する記録は、次のとおりとする。

- (1) 条例第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 条例第50条において準用する条例第12条の規定による特定地域型保育の提供

に係る記録

(3) 条例第50条において準用する条例第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 条例第50条において準用する条例第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第50条において準用する条例第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。